

【表 3-4-1】登録加盟店の新規登録料、年間登録料

(J-Debit 新スキーム加盟店入会促進施策の対象)

(加盟店入会促進施策 2 対象)

ランク	売上高	新規登録料	ランク	設置端末台数	年間登録料
1	～1 億円	1 万円	1	0～5 台	0.8 万円/年
2	1 億円超～5 億円	2 万円	2	6～10 台	1.5 万円/年
3	5 億円超～10 億円	3 万円	3	11～20 台	3 万円/年
4	10 億円超～50 億円	5 万円	4	21～50 台	6 万円/年
5	50 億円超～100 億円	10 万円	5	51～100 台	9 万円/年
6	100 億円超～500 億円	15 万円	6	101～200 台	15 万円/年
7	500 億円超～1,000 億円	20 万円	7	201～500 台	20 万円/年
8	1,000 億円超～5,000 億円	30 万円	8	501～1,000 台	30 万円/年
9	5,000 億円超～1 兆円	40 万円	9	1,001～2,000 台	40 万円/年
10	1 兆円超～10 兆円	50 万円	10	2,001～5,000 台	60 万円/年
			11	5,001～10,000 台	80 万円/年
			12	10,000 台超	120 万円/年

- (1) 新規登録料は、新規登録時の申請書類記載の売上高の数値を適用する。
- (2) 各年度の設置端末台数の増減に応じ、上記の年間登録料額を適用する。
- (3) 年間登録料は、J-Debit オンラインサービス開始時点より発生するものとする。
- (4) サービス開始した年度の年間登録料は、開始月に応じ、上表の年間登録料に下記の係数を乗じた額とする。

開始月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
係数	1			3 / 4			1 / 2		1 / 4			

- (5) 新スキーム加盟店については新規登録料・年間登録料を、既存加盟店で新スキームを新たに導入する場合、新スキーム設置端末分について年間登録料を無償とする。(2018 年 1 月 1 日～2019 年 12 月 31 日に入会の場合)
- (6) 2018 年 1 月 1 日以降、新たに機構に入会する新スキーム登録加盟店については、も新規登録料および年会登録料を無償とする。
- (7) 2018 年 9 月 5 日以降、新たに機構に入会する現行スキーム登録加盟店については、新規登録料および年会登録料を無償とする。
- (8) 2018 年 9 月 5 日以降、新たに機構に入会する新スキームと現行スキームを取引する登録加盟店については、新規登録料および年会登録料を無償とする。